

輕自動車税（種別割）減免取扱要綱

函館市財務部

(減免の根拠等)

第1条 この要綱は、地方税法第463条の23の規定に基づく条例第69条および第69条の2の規定を根拠とする軽自動車税(種別割)の減免の具体的な対象および処理方法について定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 条例第69条に規定する軽自動車等は次の各号に掲げるものとする。

(1) 公益のため直接専用する軽自動車等

ア 消防専用, 救急専用またはレントゲン専用軽自動車等

イ 私立学校が所有する軽自動車等のうち, 専ら学生または生徒の教育練習の用に供する軽自動車等

ウ 児童福祉法に規定する児童発達支援センターその他これに類する施設で次の各号に掲げる施設において, 専ら入所者の通園の用に供する軽自動車等

(ア) 児童福祉法に規定する障害児入所施設および児童心理治療施設

(イ) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(同法に規定する療養介護, 生活介護, 自立訓練, 就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。), 一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う施設ならびに同法に規定する障害者支援施設, 地域活動支援センターおよび福祉ホーム

(ウ) 生活保護法に規定する救護施設および医療保護施設

(エ) 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム

(オ) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターおよび盲導犬訓練施設

(カ) 介護保険法に規定する介護老人保健施設(社会福祉法第2条第3項第10号に規定する事業を行うものに限る。)

(キ) 前各号に掲げる施設に類する施設

エ 公的医療機関の開設者その他これに類する者で次の各号に掲げる者が所有する救急軽自動車等または巡回診療もしくは保健指導の用に供する軽自動車等

(ア) 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。）

(イ) 公益財団法人結核予防会（昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）

(ウ) 公益財団法人北海道対がん協会

(エ) 上記（ア）から（ウ）に掲げる者に類する者

オ 専ら交通安全の指導，防犯思想の普及または青少年の補導の用に供する軽自動車等で市長の認めるもの

カ 届出自動車教習所の設置者等が所有する軽自動車のうち，専ら教習を受ける者の教習の用に供するもので市長の認めるもの（イに該当するものを除く。）

(2) 生活保護法の規定によって生活扶助を受ける者が所有し，または使用する軽自動車等で生活保護認定者より所有許可等を受けているもの。

(3) 災害等により著しい損害を受けた軽自動車等。ただし交通災害は除く。

2 条例第69条の2に規定する軽自動車等は次の各号に掲げるものとする。

(1) 身体障害者等が所有し（当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するものを含む。），当該身体障害者等が運転するもの。

(2) 身体障害者等が所有し（当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するものを含む。），専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの。

(3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有し，専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。

(4) 専ら身体障害者等の利用に供するため、車いすの昇降装置、固定装置もしくは浴槽を装着する等特別の仕様により製造されたもの、または一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられたもの。

3 前項第1号から第3号までの規定による軽自動車等にあつては、1人の身体障害者等について1台とし、自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除くものとする。

4 第3項に規定する身体障害者等の障害の程度は別表1のとおりとする。

(減免の適用時期等)

第3条 年の中途において減免すべき事由に該当することとなった場合には、その該当することとなった月の属する年度の翌年度分から減免するものとする。なお、災害等に係る減免については、被災した日が4月1日から納期限までの期間に限り、当該年度分の減免を適用するものとする。また、減免すべき事由に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった月の属する年度の翌年度分から適用しないものとする。

(減免税額)

第4条 減免する税額は、当該軽自動車税(種別割)の全額とする。

(減免申請)

第5条 減免は、原則として納税義務者からの申請に基づき行うものとする。ただし、最初に減免を行った年度の翌年度以降の減免については、減免要件に変更がないと確認できた場合に限り、申請を省略して減免することができる。

2 条例第69条に規定する減免の申請書は、様式1によるものとし、条例第69条の2に規定する減免の申請書は、様式2によるものとする。

3 条例第69条に規定する減免の申請書に添付する書類は、別表2のとおりとし、条例第69条の2に規定する減免の申請書に添付する書

類は、別表3のとおりとする。

- 4 減免申請書の提出期限は、納期限前7日までとする。ただし、第2条第1項第3号に係るものにあつては納期限までとする。

(減免申請書の受理)

第6条 第2条第2項第1号から第3号までの減免申請を受理した場合には、身体障害者手帳の備考欄、療育手帳の予備欄または精神障害者保健福祉手帳の余白に、様式3による受理印を押すものとする。ただし、すでに受理印が押されている場合において、その受理印に表示されている軽自動車等の標識番号と減免の申請に係る軽自動車等の標識番号が同一であるときは、この限りでない。

(継続使用車両の再申請)

第7条 第5条第1項ただし書きの規定により、減免の申請を省略して減免するものについては、当該軽自動車等の継続使用の確認のため、継続検査後（継続検査を必要としない車両にあつては運転免許証の更新後。）において、再度、第5条による申請を行わせるものとする。

- 2 減免車両の継続使用の確認は前項に定めるもののほか、賦課期日直前および年度の適当な時期に、車両台帳および住民基本台帳等の確認により行うものとし、生活扶助を受ける者にあつては、生活保護認定者への確認も行うものとする。

(減免の決定等に係る通知)

第8条 減免の決定をした場合には、遅滞なく、これを様式4により納税義務者に通知するものとする。

- 2 減免を不認定とした場合には、遅滞なく、これを様式5により納税義務者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第9条 減免申請書に記載された内容が事実と反する場合は減免を取り消し、遅滞なく、これを様式6により納税義務者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成10年8月4日から施行する。

(減免申請に関する経過措置)

第2条 第5条第1項ただし書きの規定は、平成11年度以降の年度分の軽自動車税の減免について適用し、平成10年度分までの軽自動車税の減免については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年4月23日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成11年4月15日から施行し、平成11年度以後の年度分の軽自動車税の減免について適用する。

附 則 (平成17年4月22日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月17日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月8日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日改正)

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月9日改正）

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 （平成28年4月1日改正）

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月5日改正）

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月31日改正）

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月30日改正）

改正後の軽自動車税減免取扱要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

障害の区分, 程度		身体障害者手帳						戦傷病者手帳									療育手帳		精神障害者手帳				
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症	A	B	1級	2級	3級	
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○	○											
聴覚障害			○	○				○	○	○	○	○											
平衡機能障害				○		○		○	○	○	○	○											
音声機能障害				△ (喉頭摘出に限る)				△	△	△ (喉頭摘出に限る)													
肢体不自由	上肢	○	○	○				○	○	○	○												
	下肢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	体幹	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害																						
	上肢機能	○	○	○																			
	移動機能	○	○	○	○	○	○																
心臓機能障害		○		○	○			○	○	○	○												
じん臓機能障害		○		○	○			○	○	○	○												
呼吸器機能障害		○		○	○			○	○	○	○												
ぼうこう又は直腸機能障害		○		○	○			○	○	○	○												
小腸機能障害		○		○	○			○	○	○	○												
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○																		
肝臓機能障害		○	○	○	○			○	○	○	○												
知的障害																		○	○				
精神障害																					○	○	○

(別表2)

添付書類	第2条第1項							
	第1号(公益)						第2号 (生活扶助)	第3号 (災害等)
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
自動車検査証, 軽自動車届出済証, 標識交付証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車運転免許証							○	○
定款, 約款, 内款等	○	○	○	○	○	○		
運転日誌等出動の記録がわかるもの	△	△	△	△	△	△		
生活保護認定者からの車両所有証明							○	
罹災届出証明書								○

※上表△は必要に応じ提示を求めるものとする。このほか必要があると認められるものについても適宜, 提示を求めるものとする。

(別表 3)

添 付 書 類	第 2 条 第 2 項			
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号
自動車検査証，軽自動車届出済証，標識交付証明書	○	○	○	○
身体障害者手帳（戦傷病者手帳），療育手帳，精神障害者保健福祉手帳	○	○	○	
自動車運転免許証	○	○	○	
生計同一であることを証明する書類	△	△		
常時介護証明書			○	
特別の仕様または構造変更等の内容がわかるもの				△

※ 上表△は必要に応じ提示を求めるものとする。このほか，必要があると認められるものについても適宜提示を求めるものとする。

(様式1)

軽自動車税（種別割）減免申請書

令和 年 月 日

函館市長 へ

申請者 住所（所在地）

（納税義務者）氏名（名称）

電話番号（ ）

個人番号または法人番号									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代理申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号（ ）

次のとおり減免を受けたいので、その理由を証明する書類を添えて申請します。

減免を受けようとする軽自動車等	車 両 番 号	函 館 市	種 別	<input type="checkbox"/> 原付自転車 <input type="checkbox"/> 軽四輪車 <input type="checkbox"/> 二輪小型車 <input type="checkbox"/> 軽二輪車 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	主たる定置場	函館市 町 丁目 番（地） 号	車検証の有効期限	平成・令和 年 月 日
	税 額	円	納 税 通 知 書 番 号	
減免を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 公益のために直接専用するため（内容を具体的に記入のこと） [] <input type="checkbox"/> 生活扶助 受給開始年月日（平成・令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> 災害等			
添付証明書等				
免許証に関する事項	住所	函館市 町 丁目 番（地） 号		
	氏名			
	番号	号		
	種類	大型 中型 普通 自二 原付	交 付 日	平成・令和 年 月 日
	条件		有 効 期 限	平成・令和 年 月 日
備 考				

(様式3)

軽自動車税（種別割）減免申請済

車両（標識）番号 函館

令和 年 月 日 函館市

(様式4)

函 財 税
令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年度 軽自動車税（種別割）の減免について（通知）

このことについて、函館市税条例第69条または第69条の2の規定に該当するものと認め、下記のとおり決定したので通知します。

記

減免対象車両	標識・車両番号		
	種 別		
通知書番号	税 額	減 免 税 額	差 引 納 付 額
	円	円	円

※ 減免申請書に記載された内容が事実と反する場合は、減免を取り消すことがあります。また、減免対象車両などに変更が生じた場合は、速やかに下記までご連絡ください。

滞 納		有 効 期 限	
-----	--	---------	--

※ この通知書は継続検査用納税証明書として使用できますので、大切に保管してください。

〔ただし、滞納がない場合に限り。また、通知書を紛失された場合は、継続検査用納税証明書の交付を受けてください。〕

※ この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
 - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当

法人・諸税部門

電話 (0138)21-3207

(様式5)

函 財 税
令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年度 軽自動車税（種別割）に係る減免の不認定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありました軽自動車税（種別割）の減免申請につきまして、調査の結果、函館市税条例第69条または第69条の2の規定に該当するものと認められませんので通知します。

記

標識・車両番号	
種 別	
通知書番号	
不認定の理由	

※ この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当

法人・諸税部門

電話 (0138)21-3207

(様式6)

函 財 税
令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年度軽自動車税（種別割）に係る減免の取消しについて（通知）

令和 年 月 日付けで通知しました軽自動車税（種別割）の減免につきまして、調査の結果、函館市税条例第69条または第69条の2の規定に該当しないことが判明したため、減免を取り消しましたので通知します。

記

標識・車両番号	
種 別	
通知書番号	
取消しの理由	

※ この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
- ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

函館市税務室市民税担当

法人・諸税部門

電話 (0138)21-3207